



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 1518 平成17年度和歌山県名匠表彰の受賞者(文化国際課)
- 1519 字の区域の変更 (市町村課)
- 1520 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 1521 " (")
- 1522 " (")
- 1523 毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)
- 1524 換地計画の決定 (農村計画課)

○ 監査公表

- 監査公表第43号
- 監査公表第44号

告 示

和歌山県告示第1518号

平成17年度和歌山県名匠表彰の受賞者は、次のとおりである。

平成17年11月22日

和歌山県名匠
羽山直幸(表具師)
日高郡由良町在住
藪田善助(花火師)
有田郡吉備町在住

和歌山県知事 木村 良樹

和歌山県告示第1519号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、みなべ町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 北道字井月に名称変更する区域

大字	字	地	番
気佐藤	竹之添	341-3	
	井附	358-5の一部、358-6の一部	
東吉田	梅田	185-2	
	砂取	290-1、291-1、292、293-5、293-6	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

2 気佐藤字井附に名称変更する区域

大字	字	地	番
北道	井月	336、337-1の一部、337-2、337-3、338-1の一部、338-2、338-3、339、340、341-1、358-5の一部、358-6の一部	
上記の区域に隣接する道路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

3 気佐藤字高田久保に名称変更する区域

大字	字	地	番
気佐藤	道寄	381-1、382-1、383-1、383-3	
	腰細	379-1の一部、380-2の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

和歌山県報 第1711号

平成17年11月22日(火曜日)

4 東吉田字妙堂に名称変更する区域

大字	字	地	番
氣佐藤	腰細	370-3の一部、370-4の一部、370-6の一部	
東吉田	砂取	276-8、303-2、303-3、303-4、303-7、303-8、303-9、304-2、305-2、305-5	
	田辺ヶ坪	306-1、306-2、306-3、307-4、307-5	
	地蔵作	380の一部、380-1の一部、380-2、381-2、381-3、381-6、382-2、382-3、382-6、382-7、383-1の一部、383-2、383-3	
南道	鳥田	209、210-1、210-2、210-3、211-1の一部、211-2の一部、211-3の一部、213-1の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

5 東吉田字地蔵作に名称変更する区域

大字	字	地	番
南道	地蔵作	211-3の一部、212-1	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

6 東吉田字田辺ヶ坪に名称変更する区域

大字	字	地	番
東吉田	地蔵作	377-1の一部、378の一部、379の一部、380の一部	
氣佐藤	腰細	370-3の一部、370-4の一部、370-6の一部、370-7	
徳蔵	兵庫	1-2、1-4、1-6	
	桑柄	9-2、9-3、10-2、10-4、11-2、11-3、12-2、12-3、12-4、13-2、13-3、13-4、15-2、15-3、15-4、16-2の一部、16-3の一部、16-4の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

7 東吉田字鋸田に名称変更する区域

大字	字	地	番
東吉田	地蔵作	376-1、381-4、382-4、383-4の一部	
	田辺ヶ坪	313-1の一部、314-1の一部、315-1の一部、316-1の一部、317-1の一部、318-1の一部、319-1の一部、320-1の一部、321-1の一部、322-1の一部、323-1の一部、324-1の一部、325-1の一部	
	大坪	362の一部、362-1の一部、363の一部、364の一部、365-1の一部、365-2の一部、373の一部、374、375	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

8 東吉田字大坪に名称変更する区域

大字	字	地	番
東吉田	地蔵作	383-4の一部	
南道	鳥田	212-3、213-3、232-1、233-1、233-6	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

9 東吉田字小矢谷に名称変更する区域

大字	字	地	番
南道	鳥田	217-3の一部	
	乱レ橋	251-1の一部、253-1、253-2、254の一部、255の一部、256、257-1、258-2、260-2、261-1	

芝	岡	里道
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部		

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

10 南道字鳥田に名称変更する区域

大字	字	地番
東吉田	大坪	367-1の一部、367-2の一部、367-4
南道	乱レ橋	251-1の一部、254の一部、255の一部、241-1の一部、242の一部、243の一部、246の一部、247の一部、249の一部、250-1の一部
	矢行司	353-1、353-2、353-3、353-4、354-1、354-2、354-3、354-4、354-5、355-1の一部、355-2の一部、355-3、355-4の一部
熊岡	高原田	421の一部、422の一部、423、424の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

11 南道字乱レ橋に名称変更する区域

大字	字	地番
熊岡	高原田	420の一部、421の一部、424の一部、425の一部、428の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

12 熊岡字高原田に名称変更する区域

大字	字	地番
南道	矢行司	355-1の一部、355-2の一部、355-4の一部、355-5の一部、356-1、356-2、356-3、357-1、357-2、357-3、357-4、358、359、360-1、360-2、360-3、361、362、363、364、365、366、367、368-1、368-2、368-3、368-4、369-1、369-2、369-3、370、371、372、373、374
東吉田	大坪	352-1の一部、352-2、353-2、353-3、354-2、354-3、355-1の一部、355-2、356-2、356-4、356-5、357-2、357-3、358-2、358-3、358-4、367-1の一部、367-2の一部
芝	丸橋	808-1の一部、808-2、809-1の一部、809-2、810-1の一部、810-2の一部、810-4の一部
熊岡	井詰	7-1の一部、7-2の一部、7-3の一部、7-4の一部、8-2の一部、9の一部、10の一部
	念佛免	391の一部、393の一部、395の一部、397の一部、398の一部、398-1の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

13 芝字丸橋に名称変更する区域

大字	字	地番
東吉田	田辺ヶ坪	326-2の一部、327-2、327-4、328-2、329-1、329-2、330-1、330-2、331-1、331-2、331-3、332
	大坪	352-1の一部、353-1、354-1、355-1の一部、356-1、356-3、357-1、358-1、359、360、361、362の一部、366の一部、367-1の一部
	錆田	333、334-1、334-2、335、336、341の一部、340-1の一部、337の一部、338の一部、339の一部、349の一部、348-1の一部、348-2の一部、350、351
熊岡	井詰	1の一部、2、3の一部、4-1の一部、4-2の一部、5、6-1の一部、6-3の一部
徳蔵	桑柄	16-2の一部、16-3の一部、16-4の一部、17-4、17-5
	稻免	18-3、18-5、19-2、19-3、19-4、20-2、20-3、20-4、25-2、25-3、25-4

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

和歌山県報 第1711号

平成17年11月22日(火曜日)

14 北道字作り道に名称変更する区域

大字	字	地	番
芝	丸橋	794-3の一部、795の一部	
北道	町ヶ坪	394-1の一部、394-2の一部、397の一部、398の一部、399の一部、401の一部、402の一部、416の一部、417の一部、418の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

15 北道字町ヶ坪に名称変更する区域

大字	字	地	番
芝	丸橋	795の一部	
北道	門田	427の一部、428の一部、429の一部、448の一部、449の一部、452-1の一部	
熊岡	井詰	1の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

16 北道字門田に名称変更する区域

大字	字	地	番
熊岡	井詰	1の一部、3の一部、4-1の一部、4-2の一部	
上記の区域に隣接する水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

17 熊岡字堤ヶ内に名称変更する区域

大字	字	地	番
熊岡	河原畠	38、39-1、40-1、41、42、43、44、45-1、45-2、48-1、50、51	
	念佛免	391の一部、393の一部、395の一部、397の一部、398の一部、398-1の一部、394-2、396	
	西ヶ坪	12、13、14、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、16、17、18-1、18-2、19、20、21-1、21-2、22-1、22-2、22-3、23、24-2、25-2、25-3、26-1、27-1、27-2、27-3、27-4、27-5、28-1、28-2、29-1の一部、29-2の一部、30-1、31-1、31-2、31-3、31-4、32-1、32-2、33-1、34、35、36、37	
芝	丸橋	810-1の一部、810-2の一部、810-3の一部、810-4の一部	
熊岡	井詰	4-2の一部、6-1の一部、6-2、6-3の一部、7-1の一部、7-2の一部、7-3の一部、7-4の一部、7-5、8-1、8-2の一部、8-3、9の一部、10の一部、11、11-1	
北道	門田	439-2の一部、440-2の一部、442-2の一部、443-2の一部、455-2の一部	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

18 晩稻字山添に名称変更する区域

大字	字	地	番
北道	門田	455-2の一部	
熊岡	西ヶ坪	29-1の一部、29-2の一部、30-3、31-5、32-3、33-2	
晩稻	柳	22-1、22-5、23-1、23-4、23-5、24-1、25-1、25-2	
上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部			

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

19 徳藏字稻免に名称変更する区域

大字	字	地	番
	桑柄	17-1の一部、17-2の一部、17-3の一部	

徳藏	花池	33の一部
	定森	26-11、26-12、26-15、26-17、26-18、26-19、26-20、26-21、26-22
	奉行司	41の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

20 徳藏字奉行司に名称変更する区域

大字	字	地番
徳藏	犬飯田	76-1の一部、76-2の一部、80の一部、84の一部
	花池	33の一部、34の一部、34-1、34-2の一部、35の一部
	稻免	18-2の一部、18-4の一部、21の一部、22の一部
	池田	49-2の一部
	向流	75-2の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

21 徳藏字犬飯田に名称変更する区域

大字	字	地番
徳藏	奉行司	42の一部、45の一部
	向流	75-2の一部
	上流	100-1の一部、100-2、101-2、101-4、102-1の一部、102-2、103-2、103-4、106-3の一部、106-4の一部、106-5
	下流	107-2の一部、107-4の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

22 徳藏字桑柄に名称変更する区域

大字	字	地番
徳藏	池田	49-1、49-2の一部、50-1の一部、51-1の一部、52-1の一部
	兵庫	1-1の一部、2-1の一部、3-1の一部、4-1の一部、5-1の一部、5-3の一部、6-1

上記の区域に隣接する水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

23 徳藏字上流に名称変更する区域

大字	字	地番
徳藏	下流	107-2の一部、107-4の一部
	荒田	88-3、90-3
	今成	139の一部
筋	向三畔	97-1の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

24 徳藏字荒田に名称変更する区域

大字	字	地番
徳藏	奉行司	42の一部
	花池	34の一部、35の一部、40-7の一部、40-8の一部、40-9の一部
筋	山桃	36-7の一部

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

25 徳蔵字花池に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	荒田	水路の一部	
筋	山桃	36-7の一部	

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

26 徳蔵字今成に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	上流	95-1の一部、99の一部、100-1の一部	
筋	一町田	99の一部	

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

27 徳蔵字四反田に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	今成	里道・水路の一部	
	上流	100-1の一部、101-1の一部、102-1の一部、104の一部、105の一部、106-1の一部、106-2の一部	
	下流	107-2の一部、107-4の一部	
	白田	水路の一部	
	斎藤	125-2、125-3、126-2、126-4、126-5、129-2、129-6	

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

28 徳蔵字白田に名称変更する区域

大字	字	地	番
筋	岩神	166-1の一部	

上記の区域に隣接する道路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

29 徳蔵字斎藤に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	下流	水路の一部	

上記の区域に隣接する水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

30 徳蔵字池田に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	向流	水路の一部	

上記の区域に隣接する道路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

31 筋字一町田に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	今成	139の一部、140の一部、141の一部、142の一部、143の一部、144の一部	

上記の区域に隣接する道路及び水路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

32 筋字向三畔に名称変更する区域

大字	字	地	番
徳蔵	上流	94の一部、95-1の一部	
	荒田	里道の一部	

上記の区域に隣接する道路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

33 筋字岩神に名称変更する区域

大字	字	地	番
筋	一町田	里道の一部	

上記の区域に隣接する道路である国有地の一部

地番については、平成17年2月24日現在の地番である。

和歌山県告示第1520号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年12月31日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年10月31日

2 名称

特定非営利活動法人オレンジUWO和歌山

3 代表者の氏名

小杉山吉一

4 主たる事務所の所在地

和歌山市有本538番地

5 定款に記載された目的

この法人は、身体障害者、高齢者に対して、福祉用具のリサイクル事業、及び福祉住環境の整備や職業能力の開発に関する相談、及びそれに伴う技術指導、講習会等の開催、公の施設を所管する地方自治体から指定管理者の指定を受け、当該公の施設の運営を通じた身体障害者、高齢者の雇用の確保に関する事業を行い、身体障害者及び高齢者の自立支援と社会参加の促進に寄与し、自立した社会生活を営める環境作りに貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1521号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年11月1日

2 名称

特定非営利活動法人わかば

3 代表者の氏名

井上知之

4 主たる事務所の所在地

那賀郡粉河町大字粉河1862番地

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者等の働く場の保障や心のリハビリテーションをおこない、また、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、精神保健福祉についての啓発活動や精神障害者等の自立の促進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1522号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO

和歌山県報 第1711号

平成17年11月22日(火曜日)

協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月4日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 申請年月日

平成17年11月4日

2 名称

特定非営利活動法人ダルク和歌山

3 代表者の氏名

小笠原弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山市手平5丁目8番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、住民に対して、嗜癖関連問題回復支援事業や嗜癖関連講座事業、カウンセリング・相談事業などを行い、嗜癖関連問題からの回復を支援し、健全な明るい地域社会構築に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1523号

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 試験期日及び時間

平成18年2月2日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 3F 特設会議室

(2) 田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁総合庁舎 4F 大会議室

3 試験区分

一般、農業用品目及び特定品目

4 試験科目

筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込書等の提出期間及び提出先

(1) 提出書類

ア 受験申込書

和歌山県庁薬務課及び各県立保健所(支所を含む。)

に備え付けのもの

イ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面半身で縦6cm×横4.5cmのもの1枚(裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

ウ 受験手数料

10,500円(県証紙を消印せずに貼り付けること。)

(2) 提出期間

平成17年12月5日(月)から平成17年12月16日(金)(土曜日及び日曜日を除く。)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時45分までとする。ただし、郵送による場合は、平成17年12月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先及び提出部数

和歌山県庁薬務課(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地)又は県立保健所(支所を含む。)へ1部提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「毒劇物試験受験申込書」と朱書きし、和歌山県庁薬務課に送付すること。

6 試験日等の注意

(1) 受験申込書はかい書で明確に記入すること。

(2) 受験者は試験開始30分前までに集合すること。

(3) 試験当日は受験票及び筆記用具を持参すること。

7 受験票の送付

受験申込書を受理したときは、受験番号、受験場所等を記載した受験票を本人あて送付する。

なお、受験申込書を提出したにもかかわらず、平成18年1月25日(水)までに受験票が届かないときは、申込書提出先まで連絡すること。

8 その他参考事項

(1) 次のアからエまでに該当する者は、この毒物劇物取扱者試験に合格しても毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、同法第7条に規定する毒物劇物取扱責任者になることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過し

平成17年11月22日(火曜日)

ていない者

(2) 次に該当する者は、毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定により、毒物劇物取扱者試験を受験する必要はありません。

ア 薬剤師

イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

和歌山県告示第1524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農地開発事業上芳養東山地区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年11月22日

和歌山県知事 木村 良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成17年11月24日から平成17年12月21日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農業政策局農村計画課、西牟婁振興局農林水産振興部農地課及び田辺市役所掲示場

監査公表

和歌山県監査公表第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年10月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年11月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	平成17年10月28日
和歌山県就農支援センター	"
教育委員会給与課有田分室	"
教育委員会給与課日高分室	"
和歌山県立箕島高等学校	"
和歌山県立有田中央高等学校	"
和歌山県立日高高等学校	"
和歌山県立紀央館高等学校	"
和歌山県立南部高等学校	"
和歌山県立たちばな養護学校	"

和歌山県立みはま養護学校	"
和歌山県有田警察署	"
和歌山県湯浅警察署	"
和歌山県御坊警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年10月31日及び11月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年11月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
日高振興局県民行政部	平成17年10月31日
日高振興局健康福祉部	"
日高振興局農林水産振興部	"
日高振興局建設部	"
有田振興局県民行政部	平成17年11月2日
有田振興局健康福祉部	"
有田振興局農林水産振興部	"
有田振興局建設部	"
和歌山県農林水産総合技術センター	"
和歌山県立耐久高等学校	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

日高振興局県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度は個人県民税を除き、収入未済額は約5,578万円となり、前年度に比べ約1,754万円減少している。

また、個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収の試行を実施するなど、滞納整理に向けて努力されている。

しかしながら、徴収率が前年度に比べて0.1%低下していることもあり、今後とも、滞納整理の強化を図り、県税収入の確保に向け、債権管理に努められたい。

日高振興局建設部

ア 平成16年度末における県営住宅の収入未済額は、約909万円で、前年度に比べ約98万円減少しているが、これは多額の不納欠損処分をしたことによるも

平成17年11月22日(火曜日)

のであって現年度分は増加傾向にある。

県営住宅委託管理人とも連携し未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

イ 過年度分の未登記処理については、「未登記処理促進要領」(平成8年3月18日制定)により、登記処理の促進を図ってきたところであるが、現在のところ「登記処理可能」に分類されたもので、未処理となっているのは日高振興局及び西牟婁振興局(龍神村が田辺市と合併したため。)となっており、そのうち日高振興局の未処理筆数は786筆となっている。

しかし、残っている未処理案件は、公団混戻等その原因は多種多様にわたり、処理が困難なうえ資料に乏しく、多額の費用を要すると思われるが、今なお786筆もの膨大な未処理筆数を抱える現状から、処理計画の遅滞は許される状況ではない。

今後も、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会御坊支所以外に海南・有田支所、田辺支所への委託件数を増やし、有効に活用するとともに、事業進行課及び地籍調査を実施している市町村とも連携を保ちながら、より効果的な未登記処理の促進を図り、過年度未登記処理計画の達成に向けて、より一層の努力を傾注されたい。

有田振興局県民行政部

県税の収入確保について、積極的に取り組まれているが、平成16年度末における収入未済額(個人県民税を除く)は約4,092万円と前年度に比べ、約355万円の減少となっている。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、厳正な債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、滞納整理事務研修会や管内市町と設置した「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町村から徴収引継を行うなど協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

有田振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約361万9,000円の未収金となり、前年度末に比し約17万円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時ににおける償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、新たな不正受給が発生したため、平成16年度末で約689万円となっており、前年度末に比し約305万円増加している。

引き続き、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳格な債権管理を徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

有田振興局建設部

ア 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成16年度末現在で約745万円となっており、前年度と比較して約4万円増加している。

今後とも未収金の回収に向け、連帯保証人への督促、法的措置の適用等あらゆる手段を行使されたい。

イ 有田建設部の平成16年度土木工事の事業費は、約71億3,700万円である。

平成16年度から平成17年度に繰越した事業費は、約14億8,800万円、事業費に対する繰越率は20.9%となっている。

繰越額の縮減を確実にするため、なお一層の改善に努力されたい。

ウ 国道480号道路改築(仮称三田1号橋)測量設計業務について、三田1号橋の設計で橋台の長さが足りず耐震性に問題があるなどいくつかの誤りがあることが県の調査で判明し、修正設計とチェック及び橋梁の手直し費用に係る経費の返還を求める損害賠償請求訴訟を和歌山地裁に起こし、現在裁判中である。

今後、このような初步的な誤りを起こさないよう、適切なチェックをするなど管理監督に留意されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。